

水俣学通信

第 82 号
2026.6.1

Newsletter from the Open Research Center for Minamata Studies



水俣今昔シリーズ28「チッソ水俣工場の正門前」1962年と2014年

目 次

論説：

- 「水俣病公式確認70年—水俣病問題の解決は見通せず」…………… 2
中地重晴

報告：

- 「完全勝訴！新潟水俣病第2次行政認定義務付け訴訟」…………… 3
萩野直路
- 「被患者互助会義務付け訴訟に関わって」…………… 4
大山英明
- 「環境省の『健康調査』、被害の全容解明につながらず」…………… 5
斎藤靖史
- 「水俣病公式確認70年 連続シンポジウム」…………… 5
谷 洋一

最首悟氏追悼：

- 「水俣から問われ、その問いを受け止めようとする」…………… 6
丹波博紀

報告：

- 「報告された多くの課題 第20回水俣病事件研究交流集会」…………… 6
高峰 武
- 「みんなでたずねたままたのうみ——水俣現地研修に寄せて」…………… 7
小田切建太郎

- 水俣学研究センター新刊紹介…………… 7
- 2026年度 科学研究費補助金採択結果…………… 8
- 水俣学研究センター日録…………… 8

《論説》

水俣病公式確認70年 —水俣病問題の解決は見通せず

水俣学研究センター長
(熊本学園大学社会福祉学部) 中地重晴



5月1日を迎えて

1956年5月1日、新日窒附属病院 細川院長らが水俣保健所に奇病の発生を届出したことで、水俣病公式確認の日とされている。今年で70年を経過した。水俣病患者は、すでに、1953年には発生していた記録も残っている。

日本窒素肥料株式会社(以下、チッソ)が水俣に工場を構えたのが、1908年。水俣病の原因であるアセトアルデヒドの生産を始めたのが、1932年。戦前にも漁業被害の記録があり、水俣病患者も発生していたのではないかとされている。

公式確認後、初期の疫学調査で、感染症ではなく、魚介類の摂取による食中毒であることは明らかだった。当時の厚生省は、「すべての魚介が汚染されているわけではない」として、食品衛生法の適用を見送り、チッソは操業を継続、排水経路を変更し、汚染は不知火海全域に拡大した。その後、熊本大学医学部の研究で、有機水銀が原因物質であることが特定されたが、国が水俣病の原因がチッソの工場排水であると確認したのが1968年、すでに、アセトアルデヒド工程が廃止されていた。予防原則に基づき、早期に魚介類の摂取をやめていたら、水俣病被害は拡大しなかったといえる。

チッソが有機水銀を不知火海に流していた時期に汚染魚を食べた方は、20万人を超えと言われており、その人々は何らかの影響を受けているはずである。汚染者負担の原則からすれば、チッソの加害責任は重い、被害の拡大を防げなかった国や熊本県の責任も重い。

問題解決は見通せず

1973年の第一次訴訟判決、1995年の政治和解、2004年のチッソ水俣病関西訴訟最高裁判決、2009年特措法など水俣病被害の補償・救済が行われてきたが、今なお、争訟は続いている。

4月23日に、水俣病被害者互助会の胎児性世代認定義務付け訴訟の福岡高裁判決があり、原告全員が水俣病患者として認められず、敗訴した。この間、2023年9月ノーモア・ミナマタ近畿訴訟判決では、特措法の救済範囲を超えて、原告全員の水俣病被害が認められた。一方、2024年3月ノーモア・ミナマタ熊本訴訟判決では、一部原告の水俣病被害認めるも除斥期間を理由に原告全員が敗訴した。

新潟でも、2024年4月ノーモア・ミナマタ新潟訴訟

判決では、一部原告の水俣病被害を認めた。2026年3月認定義務付け新潟2次訴訟では、原告全員の水俣病被害を認めると、司法判断は大きく異なっている。

水俣病の病像や疫学の評価を統一させ、全ての水俣病被害者の補償・救済を図っていくために、司法の果たす役割は重いので、正しい法的判断を求める行動が必要だと思う。

水俣病公式確認70年アンケートの実施

前述したように、水俣病被害者を取り巻く状況は、補償・救済が十分に行われたとは決して言えない。水俣病公式確認70年の時点で、水俣病被害の現状と課題を明らかにするために、熊本学園大学水俣学研究センターと朝日新聞社、KAB熊本朝日放送、KKB鹿児島放送、4者が共同で、水俣病公式確認70年アンケート調査を実施し、結果については、現在分析中である。

今回のアンケート調査は、10年前に水俣病公式確認60年アンケートを実施して以来、2回目となる。今回は、患者・被害者11団体や個人の方々の協力で、アンケート調査を実施した。昨年秋に、熊本学園大学研究倫理審査委員会の承認を得て、患者・被害者団体の協力で、アンケート用紙を配布し、2025年12月22日を期限に、返信を求めた。5,825通配布し、1,175通の回答があり、回収率は20.2%だった。

本年4月22日時点での集計結果を、中間報告としてとりまとめ、4月末にシンポジウムで報告した。多くの方が高齢化する中で、今なお、水俣病被害に苦しんでおり、補償・救済を求めているという現実が浮き彫りになった。特措法の救済対象地域外と地域内の人で、症状に違いがあまりないことが分かった。水俣病被害が広範囲に広がっているのは明らかなので、全ての方の救済を行うべきである。

今回の調査では、高齢者の健康に関する内閣府調査(2022年)と比較し、水俣病被害は日常的な動作に影響することも明らかになった。高齢化に伴って、一般人よりも「生活の質」が落ちることは、今後の被害者救済を考える上で、考慮すべき事柄であることが示唆された。特措法の対象地域外を含め、どういう被害があるかを調べる調査こそ、優先されるべきと考える。

水俣学研究センター設立から20年経過し、被害者と寄り添う調査、研究活動の必要性を痛感するこの頃である。

《報告》

完全勝訴！ 新潟水俣病第2次行政認定義務付け訴訟

新潟水俣病訴訟を支援する会事務局 萩野直路



3月12日、新潟地裁は新潟水俣病第2次行政訴訟で原告8名全員の認定を命ずる判決を下した。2017年の同第1次行政訴訟東京高裁判決(確定)に続く完全勝訴判決となった。

行政訴訟の争点は、原告が棄却処分された時点で水俣病であるか否かである。裁判では、①メチル水銀曝露があり、②四肢末梢優位の感覚障害の症候があり、③②と①の間に因果関係があることを明らかにすればよい。

私たちは、①は原告本人の聞き取りで、②は齋藤恒医師の診察によって明確にした。そして③のメチル水銀曝露と症候との因果関係については、阿賀野川流域集落及び不知火海周辺のメチル水銀曝露地域における四肢末梢優位の感覚障害の有病率が非曝露地域と比較して有意に高いという事実から、疫学的に、曝露によって症候が引き起こされた確率(曝露群寄与危険度割合)が95%以上であることを示した。

新潟地裁は疫学について、「信頼できる疫学的研究により曝露と疾病との間の曝露群寄与危険度割合が高いことが認められる場合には、曝露がなければ疾病を発症しなかった蓋然性が高いことが科学的に示されることとなるから、疫学的因果関係が認められることは、個別的因果関係を判断する上で重要な基礎資料となるというべきである」と2023年ノーモア・ミナマタ近畿訴訟大阪地裁判決同様の判示をした。

*

被告主張の柱である衛藤論文は、手足の感覚障害が認められた21名の脳の病理所見において水俣病の病理所見が確認できたのは2名のみと報告しており、新潟水俣病第3次訴訟東京高裁判決はこれを根拠に、感覚障害があってもめったに水俣病を発症することはないとして原告を水俣病と認めなかった。

この考え方では、メチル水銀曝露地域で感覚障害が認められる者が数十倍も多発している事実を説明できない。4月23日福岡高裁判決は、他疾患によるものである可能性がある場合、水俣病である可能性は減殺されるとしたが、このような多発は医学的に他疾患で説明できるレベルではない。これだけの多発が他原因で起きているのであれば、公衆衛生上の大問題になる。だがそうっていない。被告の主張が誤りであることの証左である。

この衛藤論文について判決は、「衛藤論文は、水俣病であれば必ず『一定の障害パターン』が認められることを前提とする一方、その障害パターンを示した2

例について『水俣病以外の原因によると考えたい』と結論づけていることから、衛藤論文のいう『一定の障害パターン』を水俣病の指標とすることの妥当性には疑義がある」、「メチル水銀曝露の程度が少ない軽症者においては、上記『一定の障害パターン』が認められない可能性や、これが客観的には存在しても、病理所見としては見逃されてしまう可能性も否定できない」と退けた。被告のその他の主要な主張も裁判所は丁寧に検討し退けた。

そして判決は、「日本精神神経学会の見解及び津田意見書により、メチル水銀の曝露を受けた個人であって四肢末梢の感覚障害を有する者の多くが、メチル水銀への曝露がなければ四肢末梢の感覚障害を発症していなかった可能性が高い、すなわち、メチル水銀への曝露がある者の四肢末梢の感覚障害は、メチル水銀に起因するものである可能性が高いことが科学的に示されたといえる」と判示しており、これまで水俣病と認定されず医療手帳、被害者手帳の対象となった患者、あるいはノーモア・ミナマタ訴訟の原告らも本来なら公健法で認定すべきことを認めたとも言える。

*

この裁判は、「昭和52年判断条件」の症候の組合せが認められない場合の総合的検討について整理した環境省の「平成26年通知」発出以降に棄却された患者が原告だ。だが、同通知にはどのような場合に認定するか、棄却するかという基準は示されていない。

これに関して、第1次行政訴訟に続き完結した新潟市の中原八一市長は、森桂環境省特殊疾病対策室長に対し、「水俣病の認定基準にあいまいな点があるから、行政の判断と司法の判断に食い違いが生じるんじゃないか」と認定基準の見直しを求めた。だが環境省はそれを拒否した。

そして3月26日、新潟市は、「この判決を受け入れた場合、新たな認定基準が示されない限り、これ以降の認定審査の継続が困難となり、新たな認定を求める被害者を救済することができなくなるという事態が生じかねない」と述べ、新潟県と共に控訴した。今後もほとんどの患者を切り捨て、患者をニセ患者扱いし続けるとの表明にほかならない。

裁判は東京高裁に移る。民事訴訟は自由心証主義(民事訴訟法第247条)であり、メチル水銀曝露によって四肢末梢優位の感覚障害が多発している事実を突きつけ、シンプルに闘っていきたい。

《報告》

被害者互助会義務付け訴訟に関わって

PP21ふくおか自由学校事務局長 大山 英明



1990年に、PP21ふくおか自由学校（以下、自由学校）を仲間と共にボランティアで始めました。アジアとの関わりを問い、日本国内の人権問題や環境問題、平和について考える講座やスタディツアー、フィールドワークなどをこれまで福岡の一般市民を対象に行ってきました。その中のテーマの一つに水俣病があり、そのことに関する講座も企画しました。度々来福していただいたのは谷洋一さんと原田正純さん。浜元二徳さん、宇井純さん、佐藤英樹さん、佐藤スエミさんにもお話をさせていただきました。その他にも西山正啓監督の上映をし、水俣にスタディツアーに出かけたりするなかで、私は水俣病の本質をようやく理解するようになりました。したがって熊本地裁の後に福岡高裁にやってくる義務付け訴訟や国賠訴訟、溝口訴訟などを支援することは当然のことでした。当時私の本職は福岡県職員で、裁判を傍聴し、被害者の方々の生の訴えを聴きながら、行政の責任を痛感し、少しずつではありますが、被害者の方々の側に近づいていきました。

しかし、福岡高裁の裁判の支援に来られる人たちは、水俣や関西、関東からの方が多く、地元福岡の人は必ずしも多くありませんでした。2023年に開催された「水俣・福岡展」では、多くの人たちが会場を訪れ、ボランティアに関わったりするのに何故裁判の支援は少ないのでしょうか？水俣病を過去の問題だと考えているからでしょうか？公判は平日の昼間にあるからでしょうか？この少なさはそれだけが原因だとはとても思えませんでした。

そこで、水俣病の現状を伝え、裁判の傍聴者を増やしたいと思い、2024年と2025年には自由学校の講座に熊本学園大学の井上ゆかりさんと田尻雅美さんをお招きしました。事前に「水俣・福岡展」を主催した水俣フォーラムに宣伝を依頼。グリーンコープやFコープ、自然食品店、本屋、カフェにも宣伝の協力をお願いしました。またメディアや週刊金曜日に掲載を依頼し、大学の先生や高校の新聞部にもパンフレットを送りました。各公判の際には、福岡や北九州の市民運動のメーリングリストに拙いながら裁判の状況などを報告するようにし、もちろんこの講座についても宣伝させていただきました。八方手を尽くしてなんとかそれぞれ40名程度の参加者が集まりました。なかでも特に嬉しかったのは、高校の新聞部員5名と先生が参加して

くれたことでした。日本の教育行政を批判するばかりでなく、働きかけをすれば応じてくれる可能性があることを学びました。

さて、井上ゆかりさんの講座「なかったことにされる水俣病～6つの力に抗う当事者たち」では、国、熊本県、水俣市、チッソ、研究者、私たちという6つの（権）力と裁判に訴えざるを得ない被害者の方々との姿勢の違いが浮き彫りとなりました。また田尻雅美さんの講座「当事者の声が届かない～水俣病補償・救済制度がもたらしたもの」では、水俣病認定基準の問題点と認定患者の福祉の課題を指摘していただきました。その後の互助会訴訟の公判で支援者の数が明らかに増えたのは、お二人のお陰です。

この二つの講座のテーマに共通しているのは「当事者」という言葉でした。被害を受けた人たちが当事者であり、加害者側であるチッソ・国・熊本県が当事者なのは当然として、では今を生きる私たち一人ひとりが当事者であるのかどうか？これがこれらの講座で私が参加者に考えてもらいたかったことです。水俣病発生当時の国民はチッソを通じて利益を享受し、その後、行政や政治の怠慢を許してきた。これは加害者の側面です。また、誰かに犠牲を押し付けるような現在の社会では、結局被害をこうむるのは国民自身です。福島原発事故の避難者はいまだに「避難の権利」が認められず、PFASによる水の汚染への不安は高まっています。国民は加害者であるとともに被害者である。そのような当事者意識を一人ひとりが持つ必要があるのではないのでしょうか。傍観しているばかりでは、この社会はいつまでも変わりません。

いま、国の根幹が変えられるかもしれないという危機感からでしょうか、多くの市民が街頭に出て、戦争や憲法改正に反対しています。湾岸戦争やイラク戦争、安倍政権のときにも一時的に盛り上がりました。このような運動が継続すると共に、これをきっかけに、水俣病のような構造的な問題にもぜひ関心を持って欲しいと願います。被害者がもっと堂々と権利を主張できるような社会になれば、今回の水俣病被害者互助会認定義務付け訴訟の控訴審判決のような被害者の声に耳を傾けない、結論ありきの判決を出すことは許されなくなるでしょう。

《報告》

環境省の「健康調査」、被害の全容解明につながらず

フリージャーナリスト 齋藤 靖史
(水俣学研究センター客員研究員)

環境省がようやく始める「健康調査」は、「客観的手法」として脳磁計とMRIを利用する方針だ。被害者団体は「被害の全容解明につながらない」としてその手法の中止を求めているが、環境省は被害者の意見には耳を傾けない構えだ。

環境省は「調査手法の開発」を理由に長年、健康調査をしてこなかったが、やっと開発した手法が脳磁計とMRIによるものだ。環境省が専門家を集めた検討会は、客観的に評価できる段階に達したとしたが、水俣病被害者・支援者連絡会はこの2つの手法に反対し続けてきた。4月30日に石原宏高環境大臣らに提出した「共同要求書」でも、2つの手法は「膨大な時間と労力、費用がかかるため、大規模な健康調査に適さない」「公健法の認定患者ですら8割程度しか捕足できない」と指摘し、直ちに中止するよう求めた。連絡会が提案するのは2004年に熊本県が環境省に要請したような、八代海沿岸に居住歴がある、できるだけ多くの人を対象とする調査だ。

しかし環境省は反対を意に介さず、昨年10月から「フィジビリティ調査」を進めた。遠方の天草の住民でも問題なく1泊2日で熊本、水俣での調査を受けられるかを確認する先行調査だ。800人を無作為抽出して依頼状を送ったところ32人から応募があり、1日目は熊本大学病院で問診や診察を、2日目は水俣市の医療センターで脳磁計とMRIの検査を受けたという。結果、環境省の研究班は、一連の調査は「概ね支障なく運用可能」(1日4人まで)とし、「本格的な疫学調査として実施しうる」と結論づけた。今後、①メチル水銀ばく露が高かった市町②その周辺市町③コントロール群、で調査する方針だ。

報道によると、環境省はこれから数年かけて千人規模の調査をするようだ。これは被害者団体が求める調査の規模、被害実態と比べると、とても小規模にとどまる。被害を拡大させた「加害者」の国による、強権的な被害の矮小化につながることが懸念される。

《報告》

水俣病公式確認70年 連続シンポジウム

水俣病被害者互助会事務局 谷 洋一
(水俣学研究センター客員研究員)



水俣病被害者・支援者連絡会の主催で、連続シンポジウム「水俣病公式確認70年シンポジウム 水俣病事件過去・現在・未来 今、私たちに問われていること」が企画された。

テーマとして次の5点を掲げ、

1. 水俣病被害の全体像を明らかにすること
 2. チッソ・国・熊本県の責任を踏まえ、被害の実態にあった補償制度を確立すること。
 3. 水俣湾・不知火海全域の環境汚染の実態を把握し、環境復元に取り組むこと。
 4. 水銀に関する水俣条約の推進をはかると共に、各地で拡大している水銀汚染を防止する取り組みを継続すること
 5. 既成制度を見直し、高齢化する水俣病被害者への医療・福祉・地域生活の充実を図ること。
- などを考える場にするものだ。

第1回の2月28日(土)は「水俣病の被害とその全体像を考える」をテーマに、「私の水俣病70年」として

水俣病互助会会長・岩本昭則さんが5歳で発病し、市立病院での入院生活、その後大阪などで就職し、差別を受けながら、苦勞した話をされた。

頼藤貴志、岡山大学医歯薬学総合研究科教授は「失われた命、メチル水銀汚染の実態を検証する」では、水俣病被害の全体像について報告され、胎児期曝露によっていかに多くの命が奪われてきたかを報告された。

高岡滋、協立クリニック院長は「水俣病被害の現状と課題。見落とされてきた多くの課題」を検証するとして、不知火海沿岸地域の住民健康調査などを踏まえ、幅広く被害が拡大している現実と水俣病医学が真実に向き合おうとしない実情を報告された。

今後、第2回4月29日、「水俣病事件の現状と課題」第3回5月23日「水俣病事件の未来に向けて取り組むべき課題を考える」などテーマにシンポジウムを開催し、水俣病事件の課題を考えていく予定である。(この原稿は4月中旬時点で書かれている)

《最首悟氏追悼》

水俣から問われ、その問いを受け止めようとする



最首塾、大正大学 丹波博紀

2026年2月8日、最首悟さんが亡くなられた。89歳だった。最首さんと水俣とのかかわりは1977年、不知火海総合学術調査団に参加したことに始まる(調査団発足は76年)。その後も長らく水俣に通われ、その最後は2015年9月の「第4回水俣学若手研究セミナー」に招かれたときになった。私の手元には、湯の鶴温泉で撮った、研究センターの皆さんと一緒に写る集合写真がある。

2015年9月5日湯の鶴温泉にて
(写真：水俣学研究センター)

最首さんは女島や御所浦、鶴木山などを訪ね歩き、不知火海沿岸漁業にかんする話を聴き、調査をされた。その過程で集まった資料は勤め先の東大教養学部の研究室にもち込まれ、1980年には、それらの整理を目的として、佐藤真さん(のちの映画監督)たちによって「不知火グループ」が発足した。この不知火グループは、1994年10月に「最首塾」として再出発し、現在も終わっていない。また、最首さんの調査資料は、井上ゆかりさんの熱意のもと、2012年に水俣学研究センター

に寄贈され、アーカイブ化が進められている(詳細は『水俣学研究』2026年3月、第15号)。最首さんは、この寄贈にとっても安堵し、井上さんはじめ研究センターの皆さんに心から感謝していたと思う。

最首さんがどういう人かと考えると、「教育者」という言葉が思い浮かぶ。「何についての」と言われれば、「水俣問学」についてである。「問学」とは「問いを立てる学であり、近代科学技術が要求した、問いの制約、すなわち、解ける形への問いの整形でなく、『問い』そのものを重視する学」のことを指す。そして、「水俣」は、そうした『『問い』そのもの』である。ただ、私たちはその「問い」を早々に「解ける形の問い」に成型してしまう。そうではないんだ、と最首さんは言う。大切なことはあくまで「水俣から問われる、その問いを(私が)なんとか受け止めようとする」ことなのだ。最首さんはそうした水俣問学を語り伝えつづけ、人を水俣に誘った。私もそうして最首さんに誘われ、いまも通いつづける一人である。

水俣問学はつづけられなければならない。最首さんから水俣問学を学んだ私は、そう思い、願っている。だから、「引き継ぎたい」と考えている。そのことを最首先生に伝えたい。

《報告》

報告された多くの課題
第20回水俣病事件研究交流会熊本学園大学招聘教授 高峰 武
(水俣学研究センター客員研究員)

第20回水俣病事件研究交流集会在2026年1月10、11日の両日、水俣市のエコネットみなまたで行われ、全国から延べ約240人が参加した。

同集会是20回目だが、前身の「水俣病事件研究会」の発足からすると2026年で30年。10日は、実行委員会の熊本学園大学水俣学研究センターの中地重晴センター長が「被害の究明や救済は今も終わっていないという現実を伝え続けたい」とあいさつ。「訪問介護の危機と水俣病発生地域における在宅ケアの岐路」を発表した東京経済大学の野澤淳史准教授らのグループは、高齢化する水俣病患者の障害の重度化をめぐる課題について報告。国の訪問介護報酬引き下げの影響が深刻化していることを踏まえて、水俣病被害地域の在宅福祉をどうやって守っていくか、という立場から問題提起。併せて、加害者による被害補償という側面が薄れているのではないかと指摘した。

2日目の11日は、水俣の環境を考える市民会議の中

村雄幸氏らが、水俣で計画されている風力発電の進行状況を説明した後、風車予定地には「水俣の宝物」がいっぱいあることや災害発生リスクが大きいことを指摘、「地元意見が求められる水俣市の動向に注目していきたい」と訴えた。

不知火海沿岸住民の毛髪水銀値調査についての報告や、水俣病をめぐる医学上の問題点を詳述する指摘があったほか、熊本、新潟、大阪で行われている裁判について報告があった。各地の訴訟の根底にあるのは救済基準の不透明さと救済の遅れだ。国と県は「なぜいまごろ」と言うが、「今になってようやく言えた」実態があることは忘れてならないことだ。加えて疫学的重要性である。現地にどんな症状が特徴的に多いのか。2026年は水俣病が公式確認されて70年になるが、水俣病の認定医学では疫学の視点が弱かったことが指摘されている。10日夕の懇親会で交流を深めたほか、水俣病をめぐる課題の多さも浮き彫りになった集会だった。

《報告》

みんなでたずねたみなまたのうみ ——水俣現地研修に寄せて

熊本学園大学社会福祉学部ライフ・ウェルネス学科 小田切建太郎



みんなでたずねたみなまたのうみ

みなまたのみは
みんなのみ
みなまたのみは
みかんのみ
みなまたのみは
みなとのみ
みなまたのみは
道の駅みなまたのみ

みなまたのなは
南里の貝汁のな
みなまたのなは
なみしずかのな

みなまたのまは
まだいのみ
みなまたのまは
なまこのま

みなまたのたは
たこのた
みなまたのたは
たちうおのた

信州で育ったわたしは
みなまたをよくしらない
現地のくわしいことは書けないから
哲学者らしく、考えたことを書いてみる

2026年2月13日。快晴。はじめて水俣をたずねた。バスにゆられながら、港の堤防に立ちながら、遠くの海を眺めながら、静かな水面を見つめながら、大きなアサリの貝汁をすすりながら、バラ色のソフトクリームを舐めながら、秘かに考えつづけていた。それは、わたしたちがやはり〈もの〉ではないかということである。人間をモノ扱いするな、とひとは言う。けれども、やはり、わたしたちは〈もの〉ではないか。「人間は自分が食べるころのものである」とは、ルートヴィヒ・フォイエルバッハに由来する言葉とされる。いや、それはこの際措いておこう。

海に水銀という〈もの〉が流れ込めば、海は水銀と別物ではありつづけることはできない。プランクトンが水銀を摂りつづければ、プランクトンは水銀と別物でありつづけることはできない。魚が水銀を摂りつづければ、魚は水銀と別物でありつづけることはできない。猫が水銀を摂りつづければ、猫は水銀と別物でありつづけることはできない。カラスが水銀を摂りつづければ、カラスは水銀と別物でありつづけることはできない。人間が水銀を摂りつづければ、人間もまた水銀と別物でありつづけることはできない。海もプラン

クトンも魚も猫もカラスも人間も、すべては海のようにどこまでもどこまでもつづいている。

〈わたしたち〉という言葉も、そうやってどこまでもどこまでもつづく広がりや深さのなかで考えなければいけないだろう。海もプランクトンも魚も猫もカラスも人間も、ひとたび水銀が流れ込んだなら、水銀と別物でありつづけることはできない。海もプランクトンも魚も猫もカラスも人間も、そして水銀も、わたしたちとはそういう〈もの〉だということだろう。

むかしむかし、チッソの工場がなかったころ、漁民にとって海は、生活そのもの、人生そのものだったろう。ところが、水銀の流れ込んだ海また、むかしとは別の意味で、生活そのもの、人生そのものとなってしまった。そういうことではないか。

だから、〈もの〉と別のところで、わたしたちは生きているわけではない。〈もの〉と別のところに、わたしたちの生活があるわけではない。〈もの〉と別のところに、わたしたちのころがあるわけではない。〈もの〉と別のところに、わたしたちの精神があるわけではない。〈もの〉と別のところに、わたしたちの幸福があるわけではない。

——にもかかわらず、理性を用いて物質を自由に支配しながら、自分たちの幸福は、自分たちのころは、自分たちの生活は、それとは別のところに、それとは別のどこかに、大事に確保しておくことができるのだと、わたしたちはいつのまにか思い込んでしまっていたのではないか。

ところで、〈もの〉と〈ころ〉を分けたのはいつのことだったろうか。それをしたのはデカルトだったろうか。それとももっと古いソクラテスだったろうか。もうとおいむかしのことで、よくわからない……。

みなまたのみは
みんなのみ
みんなとは
わたしたちのことだ

水俣学研究センター新刊紹介

水俣学ブックレット No.19

「水俣病 これまで・今・これから
——水俣病公式確認70年——」新版

水俣学研究センター 編著
2026年3月31日発行
発行：熊本日日新聞社
価格：800円＋税

購入を希望される方は、
熊本日日新聞社 ☎096-361-3274
水俣学研究センター ☎096-364-8913
minamata@kumagaku.ac.jp
にお問い合わせください。



2026年度 科学研究費補助金採択結果

水俣学研究センターで本年度新規に採択された科学研究費助成事業は、新規3件と継続が2件です。

〈新規〉

- 研究種目：基盤研究(B)
補助事業期間：2026～2030年度
研究代表者：井上ゆかり
研究課題名：「水俣病事件における『犠牲者非難』の国際比較研究」
- 研究種目：基盤研究(C)
補助事業期間：2026～2028年度
研究代表者：花田昌宣
研究課題名：水俣病の社会科学研究の革新を通じた総合公害知の創生

- 研究種目：研究成果公開促進費(DB) 科研
補助事業期間：2026年度
作成組織：水俣学研究文献データベース作成委員会「水俣学研究文献データベース」

〈継続〉

- 研究種目：基盤研究(C)
補助事業期間：2025～2027年度
研究代表者：高峰 武
研究課題名：地域と司法 水俣病事件を例に
- 研究種目：基盤研究(C)
補助事業期間：2024～2027年度
研究代表者：田尻雅美
研究課題名：胎児性水俣病の疾病と生活被害の実態に関する実証的研究

水俣学研究センター日録

10月

- 1日 環境省との実務者協議 (水俣)
2日 水俣学講義2回目 園田昭人氏 (熊本)
7日 公開講座2回目 伊藤三男氏 (水俣)
9日 水俣学講義3回目 田尻 (大学)
10日 衆議院調査局環境調査室水俣病関係事務事業等ヒアリング：花田 (大学)
14日 公開講座3回目 頼藤貴志氏 (水俣)
16日 水俣学講義4回目 中山裕二氏 (大学)
17日 第54回水俣病事件資料集編纂委員会 (大学)
18日 吉井正澄氏元水俣市長を偲び・語る会 (水俣)
21日 公開講座4回目 大戸迫智氏・東俊祐氏 (水俣)
第38回人権啓発東京講座「水俣病問題の歴史と現在」：田尻 (オンライン)
23日 水俣学講義5回目 一期崎充氏 (大学)
28日 公開講座5回目 三苦哲也氏 (水俣)
30日 水俣学講義6回目 坂本峰至氏 (大学)
31日 相思社研修受け入れ (水俣)

11月

- 6日 水俣学講義7回目 鎌倉尊信氏 (大学)
日本文化人類学会会議 (オンライン)
11日 水俣環境市民会議運営委員会 (水俣)
13日 水俣学講義8回目 滝下昌文氏 (大学)
14日 若かった患者の会 (水俣)
20日 水俣学講義9回目 井上 (大学)
22-23日 日本環境会議水島大会 (倉敷)
27日 水俣学講義10回目 DVD上映 (大学)
29日 ISUIフェスタ (水俣)

12月

- 4日 カナダ先住民居留地水俣病会議 (オンライン)
水俣学講義10回目 小柴一良氏 (大学)
9日 水俣環境市民会議運営委員会 (水俣)
11日 水俣学講義12回目 中地 (大学)
12-15日 新潟大学水俣現地研修受け入れ (水俣)
18日 水俣学講義13回目 実川悠太氏 (大学)
日本文化人類学会会議 (オンライン)
19日 第55回水俣病事件資料編纂委員会 (大学)
27日 若かった患者の会 (水俣)

1月

- 8日 水俣学講義14回目 木村孝文氏 (大学)
10-11日 第20回水俣病事件研究交流集会 (水俣・オンライン)
16日 若かった患者の会 (水俣)
21日 みんなの会 (水俣)
22日 水俣学講義15回目 花田 (大学)
水俣環境市民会議運営委員会 (水俣)

2月

- 4日 公害健康被害補償法研究会 (オンライン)
13日 学内教職員水俣現地研修 (水俣)
水俣環境市民会議運営委員会 (水俣)
日本文化人類学会会議 (オンライン)
若かった患者の会 (水俣)
22-27日 アジア研究所チェンライ調査 (タイ)
25日 環境省との実務者協議 (水俣)
28日 水俣病公式確認70年連続シンポジウム (水俣)

3月

- 7日 新潟水俣病3大学合同フォーラム (オンライン)
9日 水俣環境市民会議運営委員会 (水俣)
11-13日 新潟調査と新潟認定義務付け訴訟傍聴 (新潟)
14日 公害研究委員会・JEC拡大事務局会議 (オンライン)
25日 朝日新聞記者サロン打合せ (熊本)
28日 若かった患者の会 (水俣)
30日 水俣環境市民会議運営委員会 (水俣)
31日 基盤B研究会 (オンライン)
隔週火曜：健康・医療・福祉相談 (水俣)
その他：水俣病公式確認70年アンケート調査検討会8回、取材受け入れ・協力、胎児性水俣病世代の被害に関するWG、水俣病研究会資料貸出と返却受け入れ、水俣病行政不服検討会、部落問題、障害者問題、PFAS関連、子どもケミネット、アスベスト関連、ダイオキシン関係、環境安全センター、能登半島地震、廃棄物研究会、化学物質と環境政策、福島関連関連などの会議や検討会も行いました。

編集後記

水俣病公式確認から70年が過ぎた。365日が70年。途方もない時間苦しまなければならぬのはなぜか。(M・T)

水俣学通信

第82号 2026.6.1

編集／熊本学園大学水俣学研究センター 発行人／中地 重晴
連絡先／〒862-8680 熊本市中央区大江2-5-1 熊本学園大学水俣学研究センター
Tel：096-364-8913(ダイヤルイン) Fax：096-364-5320
https://gkbn.kumagaku.ac.jp/minamata E-mail:minamata@kumagaku.ac.jp
印刷／ホープ印刷株式会社